

国際文化研究

Intercultural Studies Etudes Interculturelles
Internationale Kulturforschungen 国際文化研究
Исследование Международной Культуры 국제문화연구

第 28 号

〈論文〉

- A Multimodal Analysis
of Boys Love (BL) Manga Covers..... Nur Saqifah Aisyah AZLAN (5)
- 円仁『入唐求法巡礼行記』の研究
—写本と訳注本における語彙問題を中心にして—..... 韓 如 帆 (17)
- 新石器時代の黄河上流域における東西文化交流研究
—大地湾遺跡・師趙村遺跡・西山坪遺跡を中心に—..... 蔡 寧 (33)
- 〈研究ノート〉
- De l'anti-art à l'hyperart :
L'observation urbaine élevée au rang
de pratique artistique CARDONNEL Sylvain (53)

2 0 2 4

龍谷大学国際文化学会

「国際文化研究」投稿規程

1. 本誌は、龍谷大学国際文化学会（以下本学会）の研究活動の報告を主目的とする。投稿者は国際学部の専任教員を原則とし、本学会賛助会員のうち本学部非常勤講師も投稿可能とする。学生会員のうち国際学研究科及び国際文化学研究科博士後期課程在籍の大学院生も指導教授の推薦を経て投稿することができる。その他の投稿希望者については編集委員会において対応する。
共著論文の場合、共著者の一名が国際学部の専任教員又は非常勤講師でなければならない。
2. 投稿論文は査読・審査を受けなければならない。
3. 本誌は年一回の発行とする。
4. 本誌に掲載する論文、研究ノート、書評等は未発表のものに限る。
5. 本誌の投稿区分は以下の通りとする。
 - ①研究論文
オリジナルな学術研究の著述。独創性、有用性などの点で学術的価値が高く、本学会員及び学界に裨益するもの。研究論文に該当しない場合、研究ノートとしての掲載を促す場合がある。
 - ②研究ノート
オリジナルな学術調査、事例などの研究報告。独創性、有用性、速報性などの点で本学会員が広く関心を持つと考えられるもの。研究論文につながる萌芽的な内容を含む。
 - ③実践報告
授業実践、事例報告など、教育実践に関する報告で、本学会員が広く関心を持つと考えられるもの。
 - ④講演録
本学会が主宰した研究会、講演会、国際シンポジウム等の内容を筆録したもの。本学会の活動を広く内外に示す意義をもつと編集委員会が判断したもの。
 - ⑤フォーラム
本学会が主宰または共催した学会、シンポジウム等において、専門分野の研究者が共通のテーマのもとで集い議論した内容をまとめたもの。
 - ⑥書評
本学会員に有用と考えられる新刊書等の書籍の内容を紹介しつつ批評を加えたもの。編集委員会から執筆を依頼する場合もある。
 - ⑦その他
上記以外で、資料集、特集等、編集委員会において掲載が適当と認めたもの。
6. 言語は原則として日本語、英語、フランス語、中国語、コリア語とする。その他の言語については編集委員会において検討する。
7. 日本語の原稿の分量は20,000字以内とする（図、表、写真等を含む）。その他の言語については上記に準ずる。
8. 原稿は、原則としてMicrosoft Word形式とし、CD-R、DVD-R、USBメモリ等の電子媒体に保存の上、印刷した原稿一部を添えて編集委員会に提出すること。なお、提出された原稿は返却しない。
9. 原稿の最初には題名、著者名、職名、所属機関を明記する。次いで日本語（200字以内）及び英語（100語以内）の要旨を付ける。更に日英両言語及び執筆言語による題名とキーワードを要旨の後に付ける。本文はその後より始める。
10. 著者による校正は二校までとする。校正段階で大幅な加筆や削除はできない。

11. 掲載論文については50部の抜刷を提供する。50部を超える場合は、その費用を投稿者が負担する。
12. 投稿者は投稿規定を遵守し、投稿の内容及び表現に責任を持たねばならない。
13. 査読制度を設けるものとする。また、掲載の可否については、編集委員会及び編集委員会から依頼を受けた査読委員が協議し決定する。査読委員は、原則として本学会評議員から選出し、投稿論文の研究領域・分野等により査読が困難である場合には、本学専任教員または外部に委嘱する。
14. 投稿・出版に関するその他の指示は編集委員会より連絡する。
15. 掲載論文等の著作権は執筆者に帰属するが、本学及び国立情報学研究所等が論文等を電子化により公開するものについては、複製及び公衆送信権の行使を本学会に委託するものとする。ただし、電子化による公開は執筆者の許諾を得た上で行うものとする。
16. 上記に記載していない事項については、必要に応じて編集委員会において検討する
17. 本規程は平成14年4月1日より実施する。
18. 本規程の改廃は、編集委員会の議を経て運営委員会がこれを決定する。

付則

- 1 平成18年11月15日改正
- 2 平成27年2月20日改正
- 3 令和2年8月3日改正

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

INTERCULTURAL STUDIES

Guidelines for Manuscripts

1. The main purpose of Intercultural Studies Association (ISA) is publication of research; in principle authors should be full-time teachers or part-time lecturers in The Faculty of International Studies. Research articles from students of the doctoral course are acceptable on condition of having been approved by the supervising professor. Other authors who wish to publish are invited to contact the editorial board.

In the case of joint authorship, one author must be a full-time teacher or a part-time lecturer of The Faculty of International Studies.

2. Manuscripts submitted for publication will be refereed.
3. Intercultural Studies will be published once a year.
4. Intercultural Studies accepts only unpublished manuscripts.
5. The article types are as follows.

(1) Research Articles (Original Papers)

A research article should be based on original academic research which is considered to have scholarly value from the points of creativity and serviceability, therefore, to be of interest to ISA members. In case that the submitted manuscript does not meet the criteria, the editorial board may request submission as a note on research.

(2) Notes on Research

A note should be an original report on academic research or a case study which is considered of interest to ISA members from the points of creativity, serviceability, and topicality. Notes on research include contents that can lead to treatises.

(3) Practice Reports

A practice report should be a report with regard to education, such as classroom practices or case studies, which is considered of interest the ISA members.

(4) Lecture Texts

A lecture text should be a record of a workshop, a conference, or an international symposium that Intercultural Studies Association has organised. A lecture text should also have great potential influence for representing Intercultural Studies Association.

(5) Forum

A forum should be a summary of a discussion on a specific topic that scholars have had in a workshop, a conference, or an international symposium that Intercultural Studies Association has organised or sponsored.

(6) Book Reviews

A book review should contain introduction and critique of a book which is considered to be valuable to ISA members. The editorial board may request book reviews.

(7) Others

The editorial board may consider other materials as being appropriate to publish such as collections of materials or special articles.

6. The principal languages for publication are Japanese, English, French, Chinese and Korean. Publication of manuscripts in other languages will be considered by the editorial board.

7. Manuscripts should not exceed 20,000 characters in Japanese (including figures, charts, maps, and tables). Authors of manuscripts in languages other than Japanese should observe these limits as they apply to that language.
8. Manuscripts should be formatted in Microsoft Word, saved on CD-R, DVD-R or USB flash drive and submitted to the editorial board along with a hard copy. Manuscripts will not be returned.
9. The first page should start with the title, author's or authors' name(s), position and institution. This should be followed by an abstract in Japanese (not exceeding 200 characters) and one in English (not exceeding 100 words). The title and key words in Japanese, English, and, if the text is written in a third language, in the language of the text, should follow the abstract. The text should begin below the keywords.
10. Authors will receive page proofs twice for corrections. At this stage of proofreading, major additions or deletions in the manuscript are not permitted.
11. 50 reprints will be provided for each article. Extra copies can be ordered at cost.
12. Authors must observe these guidelines, and be responsible for the content and word choice in their manuscripts.
13. The editorial board and referees designated by the editorial board will consult and decide whether or not to publish manuscripts. The referees are elected from the committee members. In case that the theme of an article is outside of their field, they may entrust the duty to full-time teachers of other faculties and the researchers of other institutions.
14. Other guidelines for the submission and publication of manuscripts will be explained by the editorial board as the need arises.
15. The copyright for articles appearing in the Journal shall be retained by the author. With regard to electronic dissemination of the article by this university, the National Institute of Informatics, etc, the reprint and public distribution rights shall be handled by the Intercultural Studies Association. However, permission to distribute articles electronically will be given only after agreement by the author or authors.
16. As the need arises, other matters not covered in the above guidelines will be considered by the editorial board.
17. These guidelines are effective from April 1, 2002.
18. The management board shall make all decisions concerning changes and deletions in the above guidelines in consultation with the editorial board.

Supplement

These guidelines revised from April 1, 2020.

龍谷大学国際文化学会会則

制 定	平成8年4月1日
一部改正	平成14年5月15日
一部改正	平成19年2月20日
一部改正	平成25年5月15日
一部改正	平成27年2月20日
一部改正	平成30年7月31日
一部改正	令和2年8月3日
一部改正	令和3年12月1日

第1条 本会は、龍谷大学国際文化学会と称し、事務所を龍谷大学内におく。

第2条 本会は、国際文化学の確立を目的とし、そのための学術の研究促進とその普及を目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究会の開催
- (2) 講演会の開催
- (3) 機関誌その他の出版
- (4) その他本会が適当と認める事業

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 名誉会員 本会評議員会において名誉会員と認定された者
 - (2) 普通会員
 - ① 龍谷大学国際学部の全専任教員
 - ② 龍谷大学専任教員のうち本会評議員会の承認を得た者
 - ③ 龍谷大学国際学部及び国際文化学部卒業生のうち会員資格の継続を希望する者
 - (3) 学生会員 龍谷大学国際学部、国際文化学部、大学院国際学研究科又は国際文化学研究科の学籍を有する学生
 - (4) 賛助会員 本会の主旨に賛成し、その事業を賛助する者
- 2 会員は、本会の諸事業に参加し、本会の出版物の配付を得ることができる。

第5条 本会には、下記の役員によって構成される学会運営委員会を置く。編集長は、編集委員

の互選により決定する。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 編 集 委 員 若干名
- (4) 庶 務 委 員 1名
- (5) 会 計 委 員 1名
- (6) 会計監査委員 1名

第6条 役員は任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 会長は、龍谷大学国際学部長があたるものとする。会長以外の役員は、普通会员中より会長がこれを委嘱する。

第7条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会の業務を総括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐する。
- (3) 編集委員は、機関誌の発行等出版に関する事務を処理する。
- (4) 庶務委員は、本会の庶務を処理する。
- (5) 会計委員は、本会の会計を処理する。
- (6) 会計監査委員は、本会の会計監査を行う。

第8条 運営委員会は、会長が主宰し、次の事項を処理する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 予算・決算に関すること。
- (3) 会員の入会・退会に関すること。
- (4) その他重要な事項

第9条 本会に、国際学部専任教員をもって評議員とする評議員会を置く。

2 評議員会は、年間活動の策定、予決算の承認、役員の選出、会則の改正、本会の運営に関する基本事項について議決する。

第10条 本会の業務を処理するため事務局を設け、事務局に事務職員をおくことができる。

第11条 事務局の事務職員に対する給与は、龍谷大学給与規程に準じ会長が運営委員会の議を経て決定する。ただし、龍谷大学の専任の職員等に業務を依頼する場合は、無給とすることができる。

第12条 本会の経費は、入会金、会費、事業収入、寄付金及び龍谷大学からの助成金をもってこれに充てる。

第13条 入会金は、普通会员、学生会員及び賛助会員は2,000円とし、入会時に納入するものとする。

2 会費は、普通会员は年額5,000円、学生会員は年額4,000円、賛助会員は年額5,000円以上とする。

3 会費は、普通会员及び、賛助会員は毎年度納入するものとし、学生会員は毎年度、半期ごとに2,000円ずつ納入するものとする。

4 名誉会員の入会金及び会費は、免除する。

5 休学中の学生会員の会費は、免除する。ただし、免除期間中は、第3条第4号に定める事業による補助等の対象外とする。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 この会則の改正は、評議員会において出席者の3分の2以上の賛同を要する。

付 則

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則（平成14年5月15日第4条改正）

この会則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成19年2月20日第10条改正）

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成25年5月15日第2条改正、旧第10条～旧第12条繰下、第10条、第11条新設）

この会則は、平成25年5月15日から施行する。

付 則（平成27年2月20日第4条、第6条、第9条改正）

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成30年7月31日第3条、第4条、第8条、第9条、第11条、第12条、第14条改正）

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和2年8月3日第4条、第9条改正）

この会則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和3年12月1日第12条改正、第13条新設、旧第13条、旧第14条繰下）

この会則は、令和3年12月1日から施行し、令和3年10月1日から適用する。

執筆者紹介

アズラン・ノル・サキファ・アイシャ
韓 如 帆
蔡 寧
カルドネル・シルヴァン

龍谷大学・大学院国際学研究科・博士後期課程2年
龍谷大学・大学院国際学研究科・博士後期課程1年
龍谷大学・大学院国際学研究科・博士後期課程2年
龍谷大学・国際学部・教授

(掲載順)

本誌掲載論文は、投稿規程にあるとおり査読を経たものである。

国際文化研究 第28号 2024

2024年3月10日発行

編集・発行 龍谷大学国際文化学会
編集委員 松居 竜五
〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67
TEL 075-645-7922

印刷 協和印刷株式会社
〒615-0052 京都市右京区西院清水町13
TEL 075-312-4010